

議案第18号

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和8年3月25日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡哲也

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校教職員設置規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第1条の2関係）		別表（第1条の2関係）	
1～8	省略	1～8	省略
9	省略	9	みなら特別支援学校松山城北分校
10	省略	10	省略
11	省略	11	省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案説明

みなら特別支援学校松山城北分校の廃止に伴い、この規則の一部を改正しようとするものである。

愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を 改正する規則（案）の概要

1 改正の理由

みなら特別支援学校松山城北分校の廃止に伴い、この規則の一部を改正しようとするものである。

2 改正の内容

分校長と称する教頭を置く学校を規定する別表から、みなら特別支援学校松山城北分校を削除

3 施行期日

公布の日（令和8年4月1日）